

回覧

No.98

消費生活情報誌

かいじ号



平成22年度テーマ

◆◆◆5月は消費者月間です!! ◆◆◆

守ろうよ、みんなを!~なくそう!高齢者の消費者被害~

昭和63年から毎年5月を「消費者月間」として、消費者・事業者・行政が一体となり、消費者問題に関する啓発・教育活動を、集中的に行っています。

昨年9月に消費者庁・消費者委員会が発足し、消費者行政は大きく転換しました。それは、消費者が主役となる社会への変換を意味するものもありました。他方、消費者被害にあっても3分の1の人がどこにも相談していないという調査結果も出ており、またその傾向は、特に高齢者の割合が高くなっています。

県民生活センターに寄せられた相談も、高齢者の相談は増加しています。悪質商法被害を未然に防ぐには、家族や周囲の見守りがとても大切です。「うちのおじいちゃん、おばあちゃんはしっかりしているから大丈夫」と気楽に考えず、この機会に悪質商法の手口の情報を入手するなど、消費者問題への関心を高め、トラブルを未然に防ぎましょう。

消費者月間関連のイベント情報

	消費生活情報展	消費者実践講座	消費者フェスティバル
開催日時	5月6日(木)～28日(金) 午前8時30分～午後5時	5月11日(火) 午後2時30分～4時30分	5月22日(土) 午後1時30分～
会場	山梨県JA会館5階 (甲府市飯田1-1-20)	山梨県庁北別館507会議室	ひゅあ総合 (男女共同参画推進センター)
内容	消費者情報関係のDVD放映 パネル展示他	消費生活講座のための 講師育成講座	消費者問題に関する講演会 お楽しみ市
問合せ先	県民生活センター 055-223-1571		消費者安全・食育推進課 055-223-1352

休日の弁護士相談会を開催します

毎月第3土曜日は、弁護士による消費生活相談会を行います。ウィークデーにご都合のつかない方は、この機会をご利用ください。事前の予約が必要です。まずは県民生活センターにご相談ください。



消費生活相談専門電話番号

055-235-8455

相談会当日、相談員による電話相談もお受けします。

【相談会日程】

- 4/17㈯
- 5/15㈯
- 6/19㈯
- 7/17㈯
- 8/21㈯
- 9/18㈯
- 10/16㈯
- 11/20㈯
- 12/18㈯
- 1/15㈯
- 2/19㈯
- 3/19㈯

【相談内容】

- 消費者問題に関する相談
- 悪質商法によるトラブル
- 不当な請求
- 多重債務
- など

【相談時間】

午前9時～午後4時まで(正午～午後1時除く) 1人30分

【会場】

県民生活センター(甲府市飯田1-1-20JA会館5階)

毎年6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」です。

○○○食育推進シンポジウムを開催します!!○○○

「食」は“いのち”的源! 豊かな心や丈夫な体を育むために欠かせないものです。今回は、地産地消、食文化の伝承を通じた食育について、考えてみます。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

日 時 平成22年6月11日(金)午後1:30~

場 所 山梨県立文学館

内 容 基調講演、シンポジウム

申込み・お問い合わせはこちらまで!

山梨県消費者安全・食育推進課

電話 055-223-1588 FAX 055-223-1587



地産地消



やまなし食育推進計画

県では、「食」の大切さの意識を高め、健全な食生活の実践と豊かな人間性を育てることを基本理念として「やまなし食育推進計画」を策定しています。

計画では、「食」を巡る現状を踏まえて5つの重点目標を定め、それに沿った具体的な取り組みを行い、食育の推進を展開しています。

重点目標

1

朝食を欠食する人を減らそう

朝ごはん しっかり食べて 元気な一日

重点目標

2

バランスのとれた食事を実践しよう

品数多く 塩分控え 腹八分

重点目標

3

「食」に対する感謝の気持ちを醸成しよう

感謝をこめて いただきます ごちそうさま

重点目標

4

農林畜水産物の地産地消県民運動を推進しよう

うまいもんだよ 新鮮・安心 地元の食材

重点目標

5

食育への関心を高め、県民運動として推進しよう

食育で 心も健康 体も健康

やまなし食育推進計画では、県内の全ての市町村が食育推進計画を策定することを目指しています。

ご存知ですか? 栄養成分表示

「低カロリー」や「カルシウムたっぷり」などと書かれた食品には、栄養表示基準に従った表示が必要になります。



ポイント

1

ポイント

2

栄養成分表示(1枚(10g)当り)

エネルギー	50kcal
たんぱく質	0.7g
脂質	2.5g
炭水化物	6.3g
ナトリウム	40mg
カルシウム	100mg

ポイント

1

ポイント

3



ポイント

1

ポイント

1

栄養成分は、100g、100ml、1食分または1包装等の1食品単位当たりの表示となっています。この単位は商品ごとに異なります。

ポイント

2

熱量(エネルギー)、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの5項目は、どんな栄養表示をする場合にも必ず表示しなければならない項目で、この順番で表示することが定められています。

- 炭水化物の代わりに、糖質と食物繊維が表示されている場合もあります。
- ナトリウム=食塩ではありません。間違えないように気をつけてください。
(換算する場合は、ナトリウム(mg)×2.54÷1000=食塩(g)となります。
「食塩相当量」と記載されているものもあります。)

ポイント

3

ナトリウム以下には、他に表示したい栄養成分が表示してあります。「カルシウム入り」と表示してある商品の場合は、カルシウムを必ず表示することになっています。また、「たっぷり」など強調して表示する場合は、決められた基準値以上含まれている必要があります。

- 栄養成分でない成分(ポリフェノール、バナジウムなど)を表示する場合は、栄養成分と間違えないよう栄養成分表示の枠外に表示します。



どんな栄養成分でも「たくさんとれば良い」というわけではありません。過剰に摂りすぎると、体の外へ排出されたり、体に影響が出る栄養成分もあります。自分に何が必要なのか、栄養成分表示を参考に栄養バランスのとれた食生活を送りましょう。

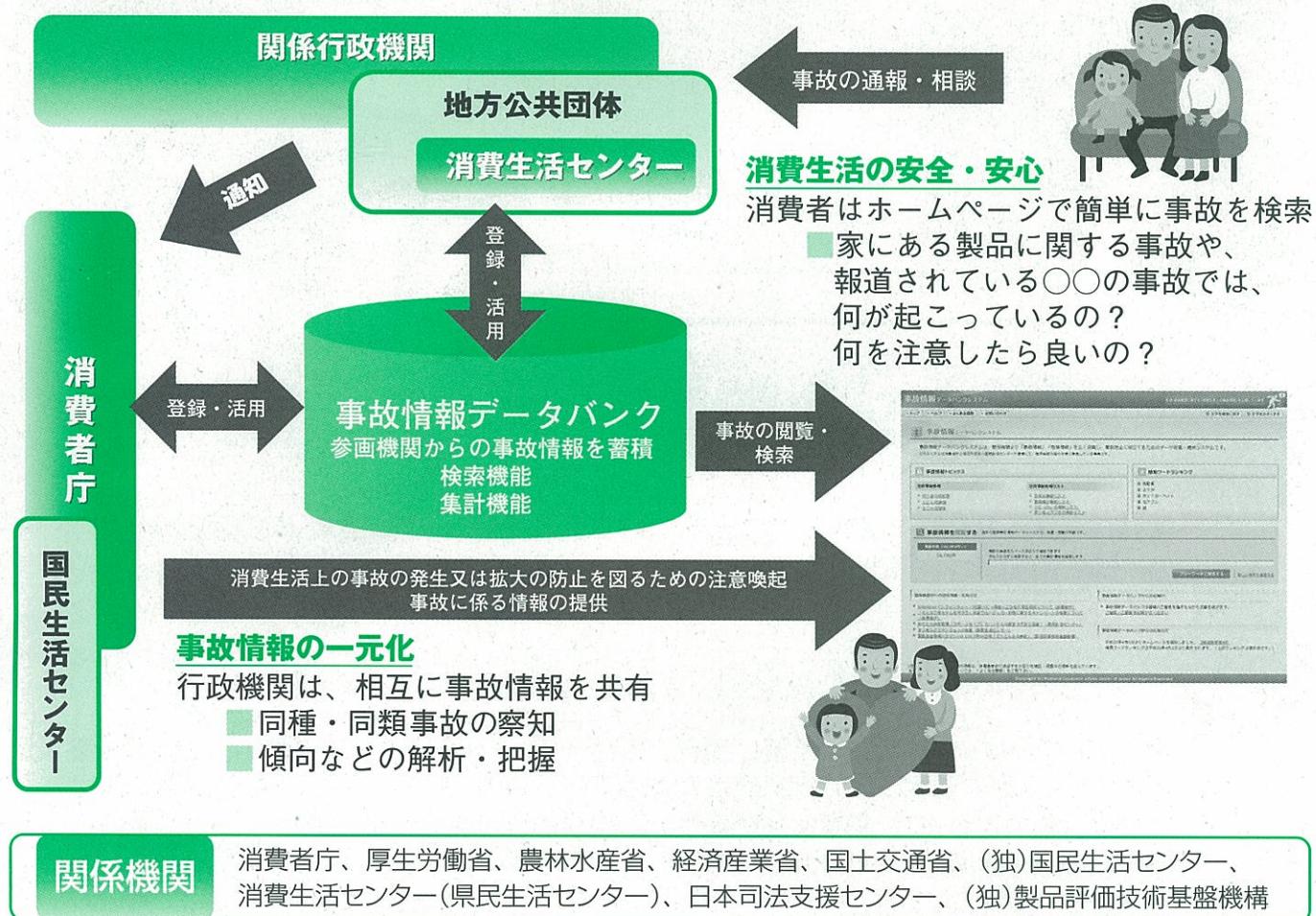
事故情報データバンクが開設されました!

平成22年4月1日より、生命・身体にかかる消費生活上の事故情報を関係機関から一元的に集約して提供するシステム「事故情報データバンク」がインターネット上に開設されました。

これは事故の再発・拡大の防止のため、消費者庁と(独)国民生活センターが連携して、関係機関の協力のもと、個人情報には特に配慮しながら実施されるものです。欲しい情報を閲覧・検索できるほか、消費者がフリーワードで簡単に検索ができますので、是非ご活用ください。

▷▷▷▷ URL: <http://www.jikojoho.go.jp>

事故情報データバンクのイメージ



関係機関

消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、(独)国民生活センター、消費生活センター(県民生活センター)、日本司法支援センター、(独)製品評価技術基盤機構

県民生活センターのご案内

【相談してください】

県民生活センターでは、消費生活相談、法律相談(家族・相続・金銭貸借)、交通事故相談、内職相談、土地住宅相談、労働相談、行政苦情相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

【利用してください】

出前講座を無料でお引き受けします!
●消費生活に関するビデオやDVDを貸し出します!

県民生活センター

甲府市飯田1-1-20JA会館5階
消費生活相談電話 055-235-8455
県民生活相談電話 055-223-1366
出前講座等 055-223-1571
地方相談室 (南都留合同庁舎) 0554-45-5038